

遊漁船及び瀬渡船の乗揚、防波堤等への衝突事故の防止に関する
意見について

運輸安全委員会

平成26年3月

1. 意見の内容

遊漁船等の事業者への指導を行うよう、運輸安全委員会設置法第28条に基づき水産庁長官へ意見を3月28日に発出

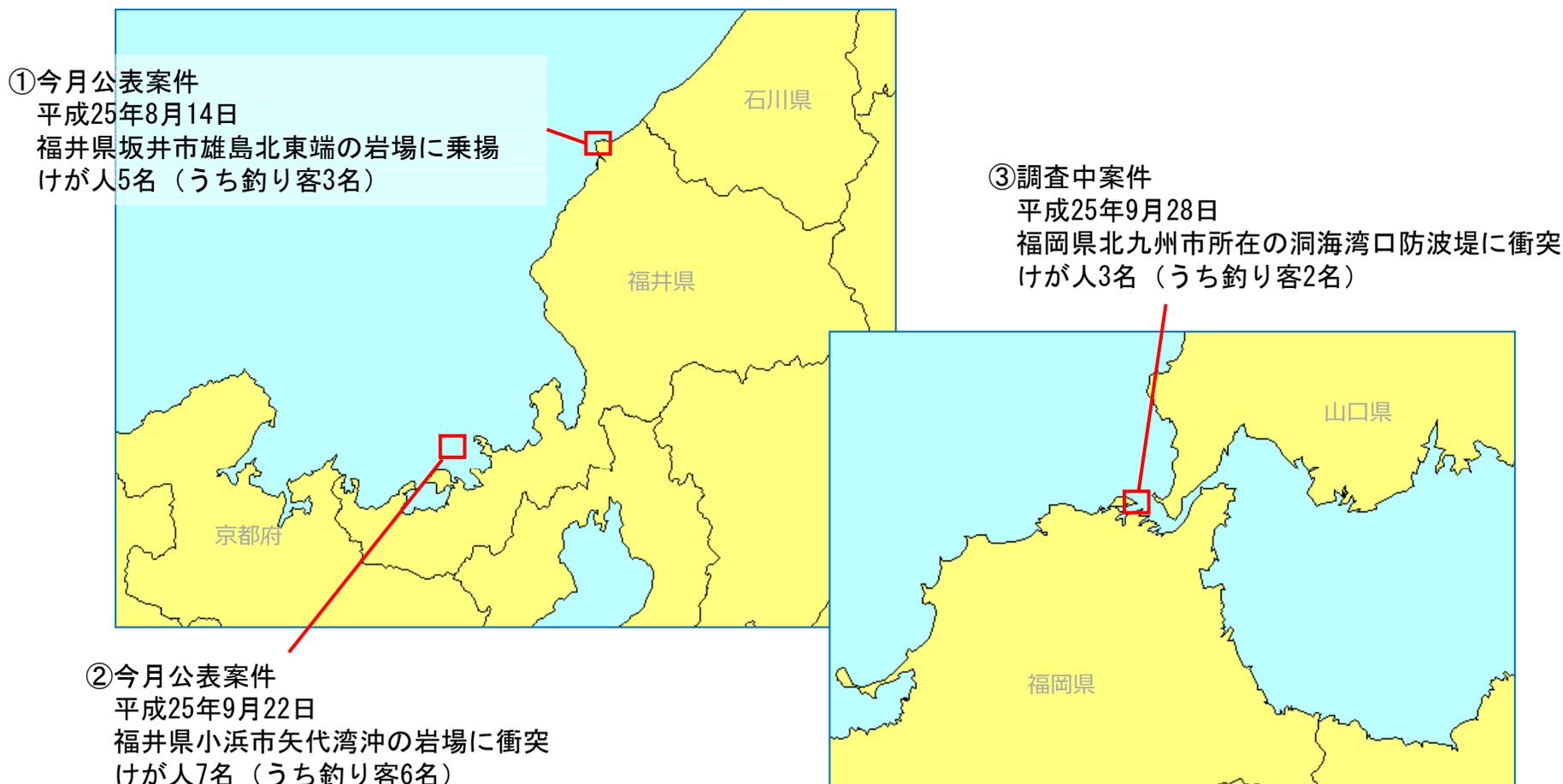
【内容】

水産庁長官は、釣り客が乗船した遊漁船等の乗揚、防波堤への衝突等により、多数の負傷者等が発生していることから、遊漁船等の利用者の安全の確保のため、遊漁船等の事業者又は遊漁船等の業務主任者に対し、次のことを周知徹底するよう、都道府県知事等に助言するとともに、これらを確実に実施させるための手段を検討すべきである。

利用者の乗降場所から漁場又は漁場から漁場までの間における岩場、浅瀬、防波堤、養殖施設等を調査し、危険性の評価を行い、特に、危険と認められる場所について、安全に航行できる航路、避険線等の設定を行うとともに、航行中はGPSプロッター等を利用して自船の位置を確認し、設定した航路の航行、避険線に基づいた安全な航行等を行うこと。

2. 事故発生状況

平成25年8月及び9月に遊漁船等が岩場に乗揚又は防波堤等に衝突する重大な船舶事故が連続して3件発生し、旅客を含む15名が重軽傷を負った。また、同年10月以降も3件の同種事故が継続して発生している状況である。



「船舶事故」とは、「船舶の運用に関連した船舶又は船舶以外の施設の損傷」又は「船舶の構造、設備又は運用に関連した人の死傷」をいい、衝突事故や乗揚事故など、船舶の運用に関連して船舶に損傷を生じる事故と、船舶に損傷を生じないが、乗組員や同乗者などの落水等により、船舶の運用に関連した人の死傷があった場合の事故に区分される。（運輸安全委員会設置法第2条第5項）

③の事故付近の過去の発生状況を「船舶事故ハザードマップ」で見ると、7件発生していた。



【防波堤に衝突した船舶種類の内訳】

プレジャーボート・・・3

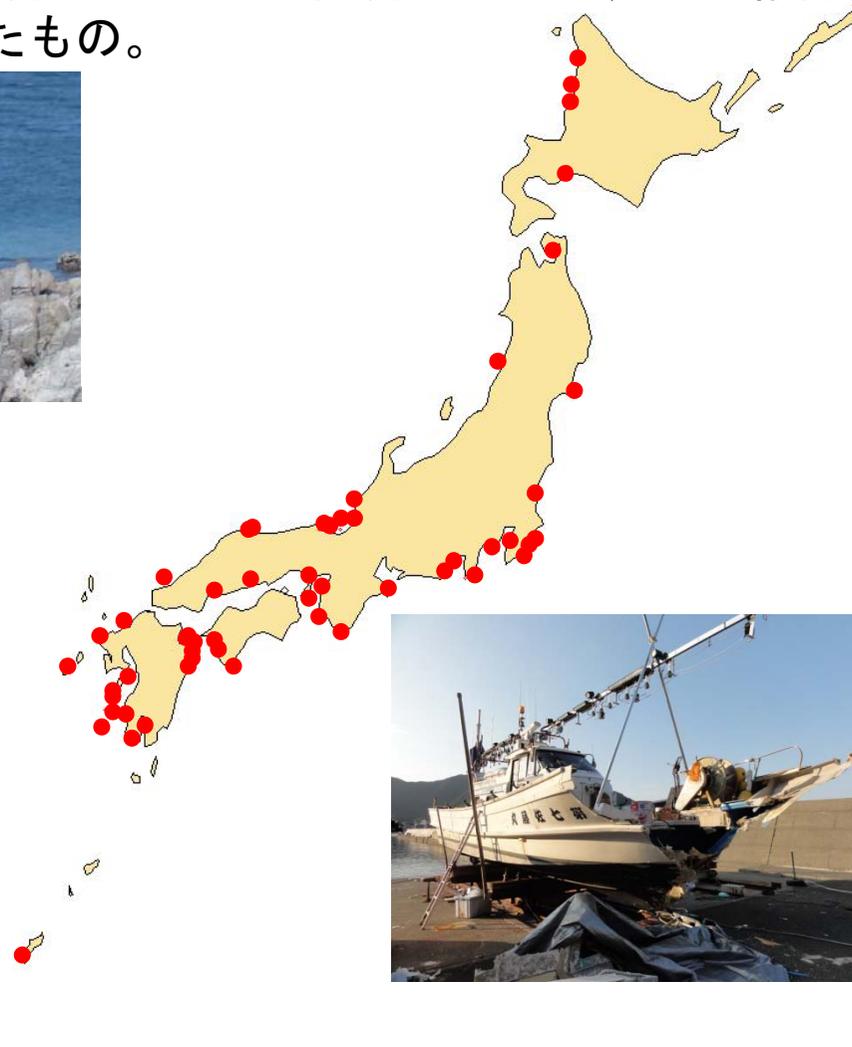
遊漁船・・・2

漁船・・・2



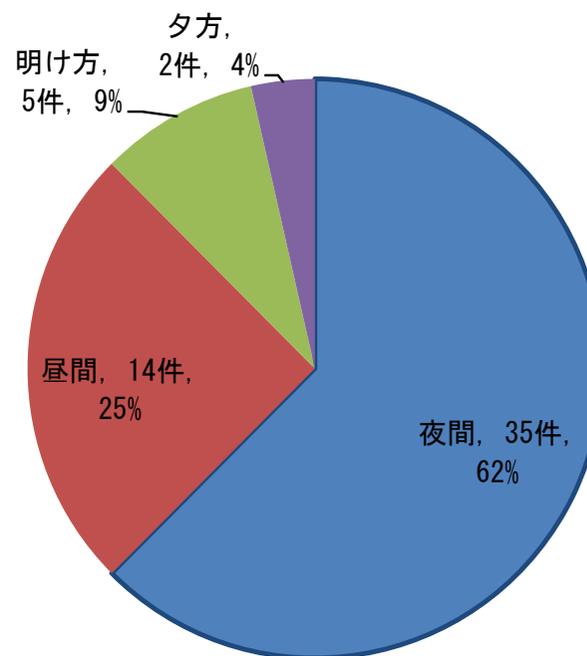
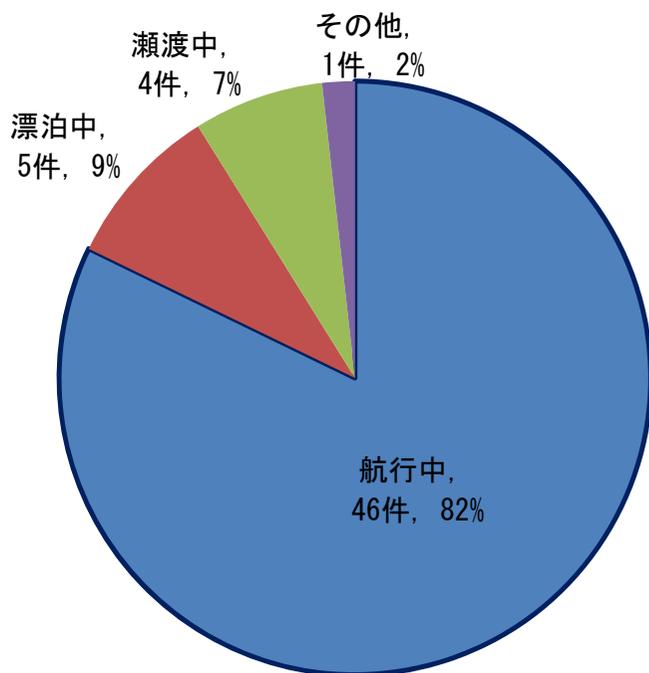
・・・<http://jtsb.mlit.go.jp/hazardmap/>

遊漁船等の乗揚、防波堤等へ衝突事故について、平成20年10月以降、当委員会
が調査したものは63件（調査中を含む）あり、旅客を含む2人が死亡し、98人
が重軽傷を負っている。同種事故について、公表した報告書は56件となってい
る。図は平成21年1月から平成26年3月までに公表した報告書から地図に発生場
所を概位で表示したもの。



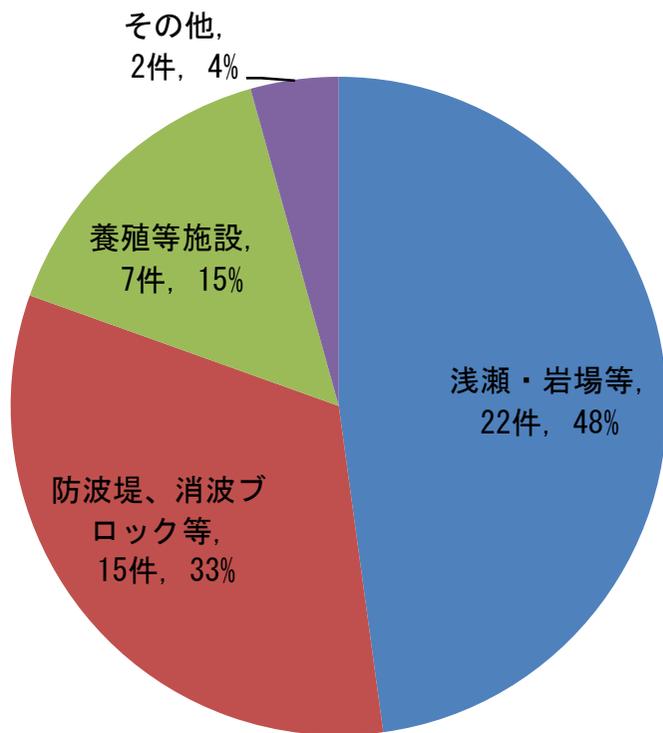
【事故発生時の運航状況 公表した報告書（56件）から】

- ・ 漁場へ向けて航行中又は利用者の下船場所への航行中（以下「航行中」という。）に発生したものが46件
- ・ 漁場到着後に釣りのための漂流中や瀬渡中に発生したものが9件
- ・ 夜間に35件と多く発生している。



【航行中に乗揚、衝突等をした対象物】

航行中に乗揚、防波堤等への衝突及び養殖施設等を損傷したものは、浅瀬、岩場等が22件、防波堤、消波ブロック等が15件、養殖施設等が7件となっている。ほとんどの場合、岩礁、浅瀬、防波堤等の存在、危険性は知っていたが、事故が発生したというものであった。



【主な原因】

船位の確認がされていない、よそ見、誤認等といったものが挙げられている。

